

【事業説明】

説明者（総務部長・総務課職員）から、資料に基づき事業概要の説明を受けた。

【質疑・議論】

○公用車管理事業について、仕分けの問題となる点はどのようなことだと考えるか。

⇒合併時に旧町から引き継いだ車両台数が多く、これまで稼働率の低い車両を減らして効率化に努めてきました。その結果、合併時の124台が昨年度末で91台となりましたが、現在の車両台数が適正かどうかといった点についてご意見を伺いたいものです。

○車両の削減を行うためには、一定の基準・目標の設定が必要だと考える。稼働率20%未満の車両や年間使用距離2,000km未満の車両があるが、こうした車両は本当に必要なのか。

⇒出先機関（支所・出張所等）の車両については、どうしても稼働率・使用距離が低く（短く）なる傾向にあります。しかしながら、業務執行や緊急対応の必要上、出先機関に車両を全く置かない取扱いは困難だと考えています。

●支所等の車両の稼働率が低くなってしまふことは理解できる。一方で本庁に配置された車両については、稼働率等の基準・目標を設けて一層の削減を進めていくべきだと考える。

○当該事業について、決算額が最も大きい経費は市有バス運行業務委託料となっている。市有バスの実際の用途はどのようなものか。

⇒市有バスの用途については、小中学校の校外学習・クラブ、市の各種事業に係る利用が大半を占めています。なお、使用目的について見直しを行い、一定の範囲を定めたところです。

⇒併せて、市有バスの保有台数も、5台から3台に削減し、使用回数を約半数としました。

○市有バス3台について車種の内訳はどのようになっているのか。

⇒中型バスが2台、マイクロバスが1台となっています。なお、バスについては老朽化が進んでいます。

○現在のように市がバスを保有して運行を委託する場合の総経費と、必要な都度、民間業者のバスを利用する場合の経費の比較は行われているか。行われていれば内容を教えて欲しい。

⇒民間業者のバスを利用した場合、1回あたりの料金は約40,000円程度となります。これに対して、現在の市有バスの運行経費は（諸経費も含めて）1回あたり約20,000円程度と安価な状況です。なお、新たにバスを購入して15年間使用すると仮定した試算では、1回あたり約27,000円という結果になりました。

○市有バスの運行の見直しを行ったとのことだが、どのような内容なのか。

⇒利用が多かった事例を挙げますと、クラブでの使用にあたっては練習試合を使用対象から外し、公式試合のみを対象としました。

また、関係団体の事業についても使用対象から外し、市が主体となる事業・行事に限り使用対象としました。

○市有バス運行業務委託、燃料費購入の相手方の選定方法が随意契約となっているが、これは本来、競争入札で行うべきではないのか。

⇒市有バスの運行委託については、当初入札を実施する予定としており3社に通知した結果、入札の意思があった業者が1業者のみであったため、随意契約としたものです。

⇒燃料費については、市内の2業者から購入しており、その価格については、毎月、見積書の提出を受けて物価を反映しているところでは。

○公用車に係る様々な検討を行うとされる、公用車適正化委員会について、メンバー、開催頻度、会議時間はどのようなものか。

⇒公用車適正化委員会は、総務部長を委員長として、その他財政・行革部局、庁内各部の代表など11名の委員で構成し、公用車の台数の適正化等について検討しています。開催頻度は年2回程度、会議時間は1回あたり概ね2時間です。

●公用車については、一定の管理システムが必要だと考える。民間企業では、鍵の持ち出し・返却の際に職員証でチェックし、自動的に諸記録を残すようなシステムが利用されている。また、安全対策上、ドライブレコーダーを車両に配備している企業もあり、危機管理面も含めて参考として欲しい。

⇒管理システムの導入による一括管理が合理的であるという認識は持っています。一方で、システム導入にはコスト面の課題があることと、併せて、以前に一括管理を実施した際に、必要以上に車両が予約され稼働率が下がってしまったことから、職員の意識改革を進めていく必要があると考えています。

○公用車適正化委員会の権限・会議内容について具体的に説明して欲しい。

⇒公用車適正化委員会は、車両の台数・配置や、買い替えの必要性の確認などについて権限を持っています。その他、安全運行管理など、公用車に係る幅広い事項を所掌しています。

○資料 P16 [公用車の配置状況]において、車両台数の当初目標値と実績値に乖離が見られるが、これについて公用車適正化委員会ではどのように検討したのか。

⇒当初目標値は、稼働率が低い車両の削減を目指して設定し、また、実際に車両を削減してきましたが、稼働率のみを基準とすると支所

等の公務に支障が出る可能性があり、現在の台数としたものです。

●出先機関の車両の稼働率が低いことは理解できる。

その一方で、本庁に配置されている車両については、PC等を利用した集中管理システムによって、より効率的な活用ができると考えるので、再度、集中管理の導入について検討して欲しい。

⇒今後、検討していきたいと考えます。

【評価・指摘】

各委員（仕分け人8名）が「仕分け作業シート」を記入した。

【まとめ】

挙手により仕分け結果を採決した。

【結果】：（4）市実施（改善）

（4）市実施（改善） … 6名

（1）不要 … 1名

（5）市実施（民間委託） … 1名

【補足意見】

●市有バス運行業務委託料について一層の削減を検討していく必要があると考える。〔（4）市実施（改善）〕

●公用車管理事業という業務を置くこと自体に問題があるのではないか。特殊車両以外の車両については、ゼロベースで考える必要があるのではないか。〔（1）不要〕

〔2. 社会福祉協議会補助事業〕

【資料：平成25年度木津川市事業仕分け資料 P30～P72】

【事業説明】

説明者（保健福祉部長・社会福祉課職員）から、資料に基づき事業概要の説明を受けた。

【質疑・議論】

○資料 P37 によると社会福祉協議会の一般会員は約 9,100 世帯となっており、木津川市の世帯数で割り戻すと約 35%程度しか会員となっていない。社会福祉協議会の存在意義が市民に理解・支持されていないのではないかと。他市では、より加入率が高いようだが、これについて行政はどう考えるのか。

行政と共に、また行政と住民の仲立ちとなって地域福祉を進めていくべき組織の加入率が約 35%しかないことについて疑問を感じる。

⇒市からは、社会福祉協議会の会員加入について、地域長・自治会への案内等を行っています。市としても社会福祉協議会の会員増を望んでいますが、強制加入制度ではないので、市民の皆様には社協の活動の意義等をお知らせして協力していきたいと考えています。

●資料 P34 の総合評価が過去から全て「2」となっている。行政として評価指標の改善に向けた取り組みを考え、社会福祉協議会へ伝えていくべきではないか。

○資料 P65 [資金収支計算書（法人運営事業経理区分）] について、当期資金収支差額合計が、▲9,931,940 円の大幅な赤字となっている。収支が赤字になるほど積み立てを行った理由は何か。

⇒平成 23 年度において、介護保険事業所ハッピーコスモスを建設するために複数の基金を取り崩しましたが、結果的に資金に余裕があったため、平成 24 年度において 1,000 万円を再度基金に積み立てたものです。

●本来不要な基金の取り崩しが行われていたということになる。平成 25 年度からは、木津川市が社会福祉法人監査を行うことになるが、今後は社会福祉協議会の会計面についても十分チェック・指導を行っていく必要があると考える。

●資料 P39～ [社協ガイドブック] を見ると、社会福祉協議会の事業・サービスについて、役所と同じ時間帯（平日 9 時～17 時等）の実施としているものが多く見受けられる。社会福祉協議会は民間団体であり、官庁のルールに拘ることなく住民ニーズに沿った柔軟な事業の実施方法を考えていくべきではないか。そうした取り組みの中で、社協に対する市民の支持・賛同も拡大していくと考える。

○社会福祉協議会は、市から補助金を受けながら多額の積立金を持っている。こうした基金等の目的・用途はどのようなものか。また、社会福祉協議会の事業等への行政の関与はどのように行われているのか。

⇒社会福祉協議会の基金の大半は、1 億 3,000 万円のボランティア基金が占めています。このボランティア基金はその運用益を地域のボランティア活動に充てるためのもので、毎年約 280 万円の運用益が出ています。また、寄付金なども基金に積み立てを行っています。なお、過去の国の通知で当該基金の取り崩しは出来ないこととされています。

⇒社会福祉協議会とは、市の地域福祉計画の策定にあたっては協議を行うなど、市と社協が同じ方向を向いて地域福祉を進めていくよう連携をとっています。また、市の（補助・委託）事業については内容の協議を行っています。

○今後の社会情勢を考えると、社会福祉協議会の安定運営のために

は自主財源の確保が重要であり、それに向けた市の協力体制についても考えていく必要がある。現在の状況はどうか。

⇒社会福祉協議会の会計上、独立採算的に運営されている介護保険事業所の収入を除くと、自主財源は約 1,000 万円の会費収入となります。市の協力の一つの方法として、国・府事業を活用した補助・委託等を行っているところです。

○社会福祉協議会について、副会長が元行政職員とのことだが、市の天下り先になったりはしていないか。

⇒社会福祉協議会の役職については、社会福祉協議会の役員会で決定されるもので、市が関与するものではありません。

○資料 P37 [木津川市社会福祉協議会補助金の状況] に他市の社会福祉協議会補助金との比較表が掲載されている。城陽市は人口規模的に木津川市に近いが、補助金の対象職員数が 6 名で木津川市の 3 分の 1、補助額は 6 割程度となっている。市が人件費補助を行うのであれば、組織の適正化に向けた検討・見直しも必要ではないか。

⇒城陽市との比較につきまして、木津川市は近年合併して出来た市であるということと、城陽市よりもかなり広い面積を持つという 2 点の違いがあると考えています。

社会福祉協議会は、地域・住民に密着した活動を行う必要があるため、コンパクトな市街地を持つ城陽市に比べて、ある程度効率が低くなってしまう面があると考えます。

○合併市であるため、現状で一定の体制が必要であるという点については理解できる。一方で、今後は、3 町の合併効果を出して組織のスリム化を進めていく必要があるのではないか。

なお、城陽市との比較についてだが、社会福祉協議会の一般会員数が、城陽市は木津川市の 1.5 倍強となっており、より自助努力が進んでいるように思われる。

⇒社会福祉協議会の組織について、現時点では、地域福祉の低下を招かないために現行の体制が必要だと考えています。将来的な方向性につきましては、今後の地域福祉計画の見直し等の中で、社会福祉協議会とも協議しながら検討していくこととなります。

○補助金等については、基本的に事業終了時に清算されるため、内部留保等は生じないと考えるが、現在の社会福祉協議会の預金・基金はどのように積み上げられたのか。

⇒基金につきましては、その大半がボランティア基金で、過去に運用益の活用のために積み上げたものです。現在は、地域福祉サービスを低下させないため、市の財政が許す範囲で、社会福祉協議会の人件費等の補助を行っているところです。

⇒補足説明ですが、資料 P37 に記載している他市の社会福祉協議会補助金との比較表の職員数は市の人件費補助の対象となる人数で

あり、城陽市社協の全職員数が6名というわけではありません。
また、木津川市社会福祉協議会の役員に対して、（全員の合計で）年額94万円以外の報酬等は支出されていません。

【評価・指摘】

各委員（仕分け人8名）が「仕分け作業シート」を記入した。

【まとめ】

挙手により仕分け結果を採決した。

【結果】：（4）市実施（改善）

- （4）市実施（改善） … 5名
- （1）不要 … 2名
- （2）民間 … 1名

【補足意見】

- 市は、市民が、今どのような地域福祉を求めているかというニーズ把握・絞り込みを行った上で、社会福祉協議会との意見交換を行い、事業内容をコントロールしていくべきではないか。〔（4）市実施（改善）〕
- 宇治市では、社会福祉協議会から発展的に作業所の設立等が行われたと聞く。木津川市社協においても、より運営についての自助努力を行っていく必要があると考える。〔（2）民間〕

[3. シルバー人材センター事業]

【資料】：平成25年度木津川市事業仕分け資料 P74～P93】

【事業説明】

説明者（保健福祉部長・高齢介護課職員）から、資料に基づき事業概要の説明を受けた。

【質疑・議論】

- シルバー人材センターで働く高齢者の方は、1日どの程度の収入を得ているのか。
⇒実際に行われる作業によって金額は異なりますが、最低賃金を時給の基本としています。
- シルバー人材センターの理事長、事務局長が元行政職員とのことだが、市の天下り先になったりはしていないか。公募等は行われたのか。
⇒公募等は行われていません。対象者の選定についてはシルバー人

材センターが独自に行ったもので、市が天下り先としているようなことはありません。

○資料 P82 [シルバー人材センター事業運営状況] において、近隣自治体のシルバー人材センター補助金の状況が示されている。国補助金の額はほとんど同じだが、府補助金の額は異なっているのは、どのような理由か。

⇒シルバー人材センターへの国補助金については、就業総数・会員数等によるランク分けがあり、ランク毎に一定額が交付される仕組みです（木津川市はBランク）。

国・企画提案補助金については、市とシルバー人材センターが連携して実施する事業について、国が企画提案方式で補助を交付しているものです。

府補助金については、木津川市が合併自治体であることから、他市町村よりも一定の積み増しが行われたことによるものです。

●資料 P82 [シルバー人材センター事業運営状況] に、他市町村のシルバー人材センター補助金等の状況が示されている。

市町村が支出した補助金と、シルバー人材センターの業務の成果である契約金額を比較したところ、木津川市は補助金額に対する契約金額の比率が最も低い。

最も比率の高い宇治市では、市補助金 1,000 円に対してシルバー人材センターは約 62,000 円分の仕事を契約している。補助金 1,000 円に対する木津川市シルバー人材センターの契約額は約 8,000 円で、2 番目に低い京丹後市の約 11,000 円と比べても開きがあるということ、市は十分認識する必要があると考える。

○シルバー人材センターの受注業務の内、公共受注が占める割合が高いが、市がシルバー人材センターに業務を発注する理由は何か。

⇒「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」等において、市町村は高齢者の就業の機会の確保のために必要な支援を行うこととされており、こうした点も踏まえて発注を行っています。

○法律がなかった場合には、シルバー人材センターへの補助は行わないということか。

⇒高齢者の生きがい対策等は重要であり、市の総合計画の中にも位置付けがありますので、市として支援は実施していく必要があると考えます。

●現在の木津川市は、平成 25 年度予算における税収が 85 億円弱であるのに対して、人件費が約 45 億円、物件費が約 40 億円とこれを上回っている。こうした状況の中で各種の事業を実施することについて、真剣に考えて行って欲しい。

○資料 P79 [シルバー人材センター事業運営状況] によると、会員数

は減少を続けているが、その理由な何か。

⇒会員数については、H22 年度から H23 年度の間大きな落ち込みがありました。これは、その時点で各会員に会費納入に係る確認を行ったところ、家族の介護やご自身の病気等の理由による退会の申し出が相次いだことによるものです。

なお、シルバー人材センターにおきましても、運営改善に向けた 5 か年計画を立て、平成 29 年度における会員数 500 人を目標値として取り組みを行っているところです。

○公共受注と民間受注を比較すると、公共受注の方が 1 件あたりの単価が高くなっているが、市が発注する際に単価面でシルバー人材センターへの優遇措置を行っているのか。

⇒市がシルバー人材センターへ発注する際に、単価面での優遇措置等は行っていません。民間受注との単価差は、発注された業務の内容に起因するものだと思います。

○他市のシルバー人材センターと比較すると契約金額に対する公共受注の比率が高いが、民間受注の促進に向けてシルバー人材センターへの指導等は行っているのか。

⇒市としても民間受注の拡大は重要だと考えており、市広報紙等での PR を行っています。シルバー人材センターでは、先ほどご説明した 5 か年計画に基づき、会員による仕事探し、各家庭への PR・ポスティングを行っています。

●民間企業であれば、仕事の確保ができなければ倒産する。実際の受注に繋がる様々なアプローチの工夫が必要なのではないか。

○一般家庭・民間がシルバー人材センターに業務を発注する理由は何か。

⇒具体的には把握していませんが、料金が安いという点は理由の一つであろうかと考えます。

○その安い単価が実現できる理由に、一般の民間企業と異なって、シルバー人材センターには税金（市補助金）が投入されていることがあるという理解で良いか。

⇒はい。

●企業は、本年 4 月から希望者について原則 65 歳まで雇用することが法律で義務付けられた。これによりシルバー人材センターの 60 歳から 65 歳の会員は減少し、高齢化が進むと思われる。

社会の変化に伴ってシルバー人材センターも過渡期にあり、今後、こうした会員構成の変化等も見据えた業務内容の見直しを進めていく必要があるのではないか。

⇒定年延長によってシルバー人材センターの役割が変化していくとの認識は持っています。65 歳以上の方が培ってこられた能力をシルバー人材センターで発揮いただける姿が望ましいと考えてい

ます。

また、一般の民間事業所では出来ない仕事の発掘等を行っている自治体もあり、今後、木津川市においても検討を進める必要があると考えています。

○シルバー人材センターの会員が 70 歳で定年になる（肩たたきをされる）という話を聞いたことがあるが、実情はどうか。

⇒シルバー人材センターに定年はありません。ただし、業務の内容に応じて、依頼主から何らかの条件が指定される場合があります。

○資料 P90 [公益社団法人木津川市シルバー人材センター財産目録]によると、シルバー人材センターは 5,600 万円の財政調整基金を積み立てているが、この基金の出所はどこか。また仮にシルバー人材センターが解散した場合、この基金はどうなるのか。

⇒基金については、合併前の旧 3 町のシルバー人材センターが持っていた基金を一本化したものですが、それ以前の経緯については現在資料を持ち合わせていません。解散の場合の取り扱いにつきましても同様です。

●公益法人の解散時の財産の取り扱いについては、特定の後継団体の指定等がない場合、国庫に帰属することになる。

【評価・指摘】

各委員（仕分け人 8 名）が「仕分け作業シート」を記入した。

【まとめ】

挙手により仕分け結果を採決した。

【結果】：（1）不要

（1）不要 … 4 名

（4）市実施（改善） … 2 名

（2）民間 … 1 名

（5）市実施（民間委託） … 1 名

【補足意見】

●ハローワークでも高齢者雇用対策の取り組みが行われている。ハローワークと連携をとり一定の体制を整備する中で、今すぐでなくとも段階的にシルバー人材センターへの補助を廃止できるのではないか。〔（1）廃止〕

●シルバー人材センターは、自ら業務を改革していかなければならないと考える。行政は効率化のために合併を行い、今後も様々な努力をしていくと思うが、シルバー人材センターも支所をはじめ運営形態を見直していく必要があるのではないか。〔（4）市実施（改善）〕

●シルバー人材センターは自助努力を進める必要があり、組織の肥大

化などについて、改善点の洗い出しを行う必要があると考える。
〔（５）市実施（民間委託）〕

[4. 幼稚園使用料]

【資料：平成 25 年度木津川市事業仕分け資料 P94～P108】

【事業説明】

説明者（教育部長・学校教育課職員）から、資料に基づき事業概要の説明を受けた。

【質疑・議論】

○現在の保育料の設定についての市の考え方はどのようなものか。
⇒前回の見直しは平成 6 年に行われましたが、これは他自治体との比較が主な要因であったと思われます。併せて、当時は物価も右肩上がりの時代であり、そうした経済状況を反映したものであったと考えます。

○民間が運営する幼稚園が多数ある中で、公立幼稚園の必要性はどこにあると考えるか。

⇒公立幼稚園については、地域・家庭と連携した取り組みができることが強みだと考えています。また、小学校との連携・交流が取りやすいことも、事業面でのメリットだと考えています。

○只今説明のあった内容については、私立幼稚園でも同様の取り組みが行われており、公立幼稚園の必要性とは言えないと考える。木津川市では、保育園の民営化の検討が進められる一方で、幼稚園の民営化の検討は進んでいないようだが、どのような状況か。

⇒平成 27 年度に開始される子ども・子育て新制度への移行に向けて、今後、保護者へのニーズ調査等を行います。その結果等を踏まえて方向性を検討していく予定です。

⇒市内の 3～5 歳児につきましては、6 割が保育園、2 割が公立幼稚園、2 割が私立幼稚園に通園しているという状況です。なお、保育園については、保護者の就労など保育に欠けることが入園の要件となっています。

●私立幼稚園については授業料が高いことから、公立幼稚園は、保育料の引き下げや時間延長など、経済的に厳しい共稼ぎ世帯のサポートについても役割として考えていくべきではないか。

○資料 P98 [実施計画調査票兼事務事業評価調査票] の改革プランに、「一層の経費削減に努力」という記載があるが、幼稚園に係

る支出の大半を人件費が占めている。今後、職員人件費の削減を進めるといふことか。

⇒正職員・臨時職員の人数・給与等の削減は幼稚園の安定運営を維持する上で困難だと考えており、一括購入等による事務費・物件費部分の経費削減を進めていきたいと考えています。

●木津川市は子育て日本一という方向性を打ち出している。公立幼稚園について経費をかけてでも、（保育料が安いといった経済的側面だけではなく）保護者が積極的に入園を希望するような運営上の魅力を創っていく必要があるのではないか。

●子育て支援を推進しようとする木津川市の考え方に賛成している。実際に使えない施策には意味がなく、公立幼稚園についても共働き・核家族が当たり前になった現代のライフスタイルに応じた運営のあり方を考えて欲しい。公立幼稚園への投資は将来を担う人を育てるために必ず役立つと考える。

○資料 P96 [幼稚園使用料事業仕分け説明資料] に、事業費に対して使用料が占める割合が 21%と示されているが、この割合は他市と比較してどのような水準か。

⇒他市との比較としては、資料 P100 [府内他市の公立幼稚園に係る状況（平成 23 年度）] に、園児一人当たり公費負担の額を記載しており、木津川市は最も低い額となっていることから、事業費に対して使用料が占める割合は高くなります。

○3園の保育園で4台の通園バスを持っているとのことだが、バスの運行形態はどのようなものか。また、1園あたり1台、計3台への見直しは出来ないか。

⇒現在、公立幼稚園は園区制をとっていないため、バスについては各園に配車するのではなく、市内の各地域を起点として幼稚園を巡回する仕組みをとっています。なお、バスを利用できる方については距離要件を設け、使用料を徴収しています。

⇒利用者数や居住地域の実態から、現時点でのバスの減車は困難な状況です。なお、通園バスにつきましては、過去の事業仕分けでのご意見を参考に、運行委託について入札を導入し、大幅な経費削減ができました。

○公立幼稚園では、延長保育は実施されているか。

⇒現在は実施していません。

●幼稚園の使用料については、単に現行の 7,000 円が高い・低いという議論は適切でなく、サービスの対価であるという視点が重要ではないか。良質なサービスの提供に対しては高い費用を払っても保護者は満足して通園を希望すると考える。

民間幼稚園では延長保育等に取り組んでおり、公立幼稚園においても社会の変化・市民ニーズに対応した運営方法を検討し、定員割れ

	<p>の解消にも繋げて欲しい。 ⇒今後実施する保護者のニーズ調査の結果等を参考に、検討していきたいと考えています。</p> <p>【評価・指摘】 各委員（仕分け人8名）が「仕分け作業シート」を記入した。 ※「幼稚園使用料」の性質上、仕分け結果は、（4）市実施（改善）、（6）市実施（現行どおり）のいずれかから選択。</p> <p>【まとめ】 挙手により仕分け結果を採決した。 【結果】：（4）市実施（改善） （4）市実施（改善） … 8名 【補足意見】 ●今後実施される保護者ニーズ調査については、設計が重要になる。 [コーディネーター]</p> <p>3. その他 ・特になし</p> <p>4. 閉 会</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>特になし。</p>